

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年4月1日
あわじ島農業協同組合

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境や地域における子育て支援をすることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

◆ 1. 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの5年間

◆ 2. 内 容

〈 目標1 〉

労働者が子どもの看護の為に休暇について時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入を行う。

〈対 策〉

- 法に基づく諸制度の調査と、制度に関する資料・パンフレット等を職員に周知を行う。

〈 目標2 〉

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

〈対 策〉

- 法に基づく諸制度の調査と、制度に関する資料・パンフレット・就業規則等の諸規定等を職員に周知を行う。

〈 目標3 〉

年次有給休暇の取得の促進

〈対 策〉

- 年次有給休暇の計画的取得の案内と夏期・冬期によける有給休暇取得の勧奨を行い、取得しやすい職場づくりをする。